

「福岡市個人情報保護条例の改正事項（案）」に対する パブリック・コメント手続の実施結果

マイナンバー制度の導入に伴い、福岡市でも特定個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を「福岡市個人情報保護条例」に定める必要があることから、条例の改正事項につきまして、市民の皆さまから意見を募集しました。

その実施結果をまとめましたので、報告します。

1 パブリック・コメント手続の実施概要

- 実施期間
 - ・平成27年7月3日(金)から同年8月2日(日)までの1カ月間
- 実施の周知方法
 - ・市政だより(6月15日号)、市ホームページへの掲載
- 資料の閲覧・配布場所
 - ・市ホームページ、総務企画局情報公開室、情報プラザ、各区役所情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所

2 実施結果

- 意見提出者及び意見数
 - ・1名(1件) / 電子メールによる提出
- 寄せられたご意見と市の考え方

改正事項(案) のページ	ご意見の概要	市の考え方
-	<p>今回のマイナンバー制度には市民の利便性より、行政の効率化を促進する要素が大きく、加えて民間利用拡大という、これまでの個人情報保護を名目に市民同士の交流のために使用する個人データも厳格に保護していた方針を商業利用には拡大するという矛盾を孕んだ制度だと考えていますので、マイナンバー制度に伴う地方自治体の個人情報保護条例の改正自体に反対しています。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">原案どおり</div> <p>ご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>今回の条例改正は、国会で成立した番号法によるマイナンバー制度の導入に伴い、福岡市でも特定個人情報を適正に取り扱うために必要な事項を条例に定めるものです。</p> <p>マイナンバー制度の導入について、市として回答できる立場にありませんが、いただきましたご意見については、今後の行政運営上の参考とさせていただきます。</p>

3 今後の予定

- ・平成27年 9月 条例案を市議会に提出、市議会で審議
- ・平成27年10月 条例施行(9月に条例可決の場合)